

令和2年度の乙部町立保育園の運営状況について

令和2年度保育園園児の募集にあたり、令和元年度乙部町立保育園の運営状況をお知らせします。

1. 保育園別の状況（令和2年1月20日現在）

保育所の名称	つくし保育園	みさき保育園
位置	緑町67番地1	豊浜69番地42
施設の構造及び面積	鉄骨造平屋建689㎡	コンクリート造平屋建343㎡
設備状況	施設内遊具と園庭遊具（ブランコ、滑り台、砂場など）	
入所定員	110名	45名
入所の状況	82名	休園
職員の状況	18名	休園
育時間（原則）	午前8時30分から午後4時30分までの8時間保育を原則	
	土曜	午前8時30分から正午まで
開園時間	平日	7:30~18:00 ※
	土曜	7:30~12:15
		休園
		休園

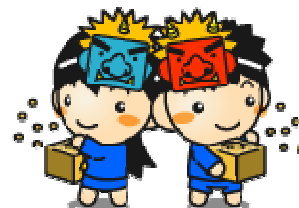
※ 保護者の勤務時間などで朝が早かったり、夕方遅くなる場合はこの時間までお預かりしていただきますのでご相談下さい。

2. 保育の方針

- ① 家庭や地域社会との連携を図り、保護者の協力の下に家庭養育の補完を行う。
- ② 子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。
- ③ 養育と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ④ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

3. 保育園の月別の主な行事と事業

月	主な行事と事業	月	主な行事と事業
4月	-	10月	お遊戯会、園外保育
5月	遠足、内科検診、歯科検診	11月	内科検診、歯科検診
6月	運動会・消防合同避難訓練	12月	もちつき会、クリスマス会
7月	七夕まつり、人形劇	1月	そり遊び、レストランごっこ、防犯訓練
8月	水遊び、縁日ごっこ	2月	豆まき会、そり遊び、異文化交流
9月	親子レクリエーション、津波避難訓練	3月	ひな祭り会、お別れ会、卒園式・修了式



4. 利用者負担金（常設保育園負担金）

常設保育園の利用者負担金は、児童の属する世帯の扶養義務者全員（父母、祖父母等）の市町村住民税の所得割額により算定され決定します。

保育園の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者負担となります。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額） （利用者負担額）	徴収金基準額（月額） （給食費負担額）
区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支給給付受給世帯	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	9,000円	0円
C	市町村民税課税世帯でその市町村民税の所得割額の区分が次の各区分に該当する世帯	48,600円未満	19,500円
D1		48,600円以上 57,700円未満	29,500円
D2		57,700円以上 77,101円未満	29,500円
D3		77,101円以上 97,000円未満	29,500円
D4		97,000円以上 169,000円未満	34,500円
D5		169,000円以上 301,000円未満	37,000円
D6		301,000円以上 397,000円未満	40,000円
D7	397,000円以上	52,000円	4,500円

児童を養育している世帯で第2子目以降の児童が入所する場合の利用者負担額は、多子世帯保育園利用者負担軽減事業に該当する場合は、無料となります。また、上記区分以外の利用者負担金については、お問い合わせください。

5. 利用者負担金の助成

町では、平成28年度より保育園に入園する保護者の方の経済的負担を軽減するため、町内在住でつくし保育園に入園する園児の利用者負担金を及び給食費負担額については、算定額の半額を助成しています。

詳しいことは、お問い合わせください。

